

第1回知事公舎のあり方等に関する有識者会議 議事概要

1 日 時：令和4年10月5日（水）15：30～17：00

2 場 所：三重県勤労者福祉会館 特別会議室

3 出席委員

片岡 浩司 不動産鑑定士

川口 淳 三重大学大学院工学研究科准教授

種橋 潤治 株式会社三十三銀行特別顧問

中谷 佳人 公益財団法人暴力追放三重県民センター専務理事

中村 佳子 株式会社丸中商店代表取締役社長

藤枝 律子 三重短期大学法経科教授

4 内 容

(1) 出席者紹介

各委員が自己紹介を行いました。

(2) 座長選出

互選により、種橋委員が座長に選出されました。

(3) 資料説明

事務局から資料1から資料3について、内容を説明しました。

(4) 意見交換

○今後の知事公舎（知事の住居）のあり方について

【片岡委員】

- ・現知事公舎は、県庁から近く、高台である閑静な住宅地域にあり、切土と盛土も重なっておらず、場所としてはふさわしい。また、共同住宅など不特定多数の者が出入りしない地域であり、その意味ではセキュリティは高いと言える。
- ・仮に敷地を売却することになったとしても、宅地分譲物件として大きな需要が見込めるため、跡地利用を考える際は性急に結論を出す必要はない。
- ・公邸部分については、使用していないとのことだが、打ち合わせスペース程度があれば足りるため、今ほど大きなスペースをとる必要はないのではないか。
- ・他県ではマンションへの居住事例もあるということだが、セキュリティ対策がしっかりした賃貸マンションの確保は県庁近辺では難しいのではないか。
- ・セキュリティ対策がしっかりした賃貸マンションが県庁近辺にあることが前提ではあるが、敷地規模から見て不要な部分が多いので、費用対効果の面も考えて、「現知事公舎を廃止し、民間施設を借り上げる」あり方が

よいのではないか。

【川口委員】

- ・現知事公舎は、耐震診断上非常に安全であり、継続利用しても問題ない。なお、公邸部分がみすぼらしいと言われているが、適切なメンテナンスがなされていないだけであり、修繕は可能な範囲である。また、津波は来ない、大河川はない、盛土はない、という意味では防災上極めてよい場所にある。
- ・災害時の知事の役割は3つあると考える。1つ目は組織の長、2つ目は県民の代表、3つ目はネゴシエーター。特に重要なのは、2つ目と3つ目であるが、この3つの役割を果たすために、安全なところに住んでいただくことの必要性は極めて高い。
- ・建築的、防災的観点から、「引き続き、現知事公舎を利用し、公邸部分を積極利用する」あり方がよいのではないか。例えば、用途はあくまでも住宅ということをベースに災害時にはバックアップオフィスにできるようにすることもひとつのアイデアである。

【種橋座長】

- ・知事が居住されるにふさわしいマンションが県庁近辺に供給されているのか疑問がある。マンションに居住されている知事もいるとのことだが、当該地域においてはマンションの供給が豊富で選択できる余地がたくさんあるのではないか。また、マンションでは、知事占有のフロアや専用の入口を作るといったことまでしないとセキュリティ確保は難しいのではないか。
- ・知事の家族構成で使い方、必要な機能が大きく変わる。コンパクトで、公邸部分として必要最低限の機能を持った戸建てであれば、ある程度工夫できるのでないか。
- ・「敷地内に規模を縮小した知事公舎を新設、利用しない敷地は売却前提ではなく公邸部分としての利用も検討する」あり方がよいのではないか。

【中谷委員】

- ・知事の立場を踏まえると、身辺等に問題が生じた場合には、大きな社会的反響があるほか、円滑な県政運営の継続の観点からも支障が生じる。加えて、一定の権限や立場のある人に対しては、常軌を逸した苦情や申し入れがなされることがあるなど、知事には一般の方に増してセキュリティ面の配慮が必要である。仮に、民間施設に居住する場合には、周辺住民に及ぼ

す影響も考えなくてはならない。

- ・現知事公舎のセキュリティ環境は良好な印象を受けた。閑静な住宅地域ということで非常に平穏な雰囲気である。敷地周辺の樹木、鉄柵により侵入が難しく中を見通しにくくなっており、敷地内の入り口は一本化され門扉も設置されている。また、周辺の居住実態をみても、知事以外の居住者は地方機関の長や県の幹部であるため立ち入る者が限定されており、かつ、それぞれがセキュリティ面について一定の配慮を行っているものと考えられ、複数の目で不審者の侵入に目が届くなど相互に補完する形で安全を確保する環境が作られているものと推測している。よって、他の場所ではこれ以上のセキュリティを確保することは難しいという印象である。
- ・セキュリティの面では、知事の身の安全が究極的な目的であるが、他県でマンションに居住する事例もあり、財政的な課題、知事のご意向も尊重されるべきものであるので、総合的な見地からお決めになられるものと認識している。
- ・「引き続き、現知事公舎を利用、あるいは、敷地内に規模を縮小した知事公舎を新設する」あり方がよいのではないか。

【中村委員】

- ・防災面、セキュリティ面から、現知事公舎が今の場所にあることが最も安全なのであろうが、使用されていない公邸部分は必要ないのではないか。また、お客様を招かない庭の手入れに多額の経費がかかることももったいない。
- ・現知事公舎の後ろ側に広がる樹木は、不審者の侵入の恐れがあり防犯上問題ではないか。
- ・万が一これから建つマンションが県庁近辺にあったら、理想論かもしれないが、その最上階を購入し知事が入居することを前提にセキュリティ対策を考えていくこともありうる。
- ・仮に、民間施設に居住する場合には、現知事公舎の跡地は防災センターなど他の利用方法が考えられるのではないか。
- ・「民間施設に居住し、公邸部分を積極利用する」あり方がよいのではないか。

【藤枝委員】

- ・敷地を売却してしまうと、あれだけの土地を再度探して購入することは極めて困難ではないか。
- ・使用していない公邸の部分については、私邸部分と切り離すなどしてセキ

セキュリティ上配慮したうえで、市民のための一般公開や、有料での貸し出し、災害時の避難所への転用など他の利用方法が考えられるのではないか。

- ・「引き続き、現知事公舎を利用し、公邸部分を積極利用する」あり方がよいのではないか。